

## 女性専用の快適トイレ及び更衣室等の設置費用に係る積算について

### (土木工事の場合)

#### (1) 女性専用快適トイレ

##### 【対象事業】

すべての土木工事

##### 【積算基準】

#### 1. 当初発注時

発注者は、当初発注時に快適トイレの設置費用を計上しないが、特記仕様書に快適トイレの設置費について記載するものとする。

#### 2. 設計変更時

受注者が快適トイレを現場に設置する場合、発注者は以下に基づき、快適トイレの設置費用を設計変更時に共通仮設費（営繕費）の積み上げ分として計上するものとする。

- 快適トイレを設置するに当たっての仕様は、別紙2-1「快適トイレの仕様」に基づくものとする。受注者は、仕様を満たすことを示す書類を添付し、発注者と協議のうえ、規格・基数等の詳細について決定するものとする。
- 設計変更対象額は、快適トイレの費用から従来品相当額（10,000円）を差し引いた金額とする。対象額の上限は、51,000円/基・月とする。
- ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。
- 受注者は、設計変更時において、注文書及び請求書、またはそれらに代わる書類により設計変更対象額を発注者と協議するものとする。
- 設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事とする。なお、「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。
- 快適トイレの運搬費は、共通仮設費（率）に含むものとする。

##### 【具体的な計上方法例】

#### ①実際に導入した快適トイレ費用 70,000円/基・月の場合

70,000円-10,000円=60,000円/基・月 > 上限額 51,000円/基・月

⇒積算で計上する費用 : 51,000円/基・月

#### ②実際に導入した快適トイレ費用 40,000円/基・月の場合

40,000円-10,000円=30,000円/基・月 < 上限額 51,000円/基・月

⇒積算で計上する費用 : 30,000円/基・月

### 3. 留意事項

- 快適トイレの設置費用を計上する場合は、必ず共通仮設費（営繕費）の積み上げ分として計上し、現場環境改善費（率計上分）として実施する5つの内容には含めないものとする。
- 維持管理業務（工事的役務）において、受注者が快適トイレを現場に設置する場合は、本基準を準用することができる。

#### (2) 女性専用更衣室

土木工事標準積算基準書〔I〕-土木請負工事における現場環境改善費の積算に基づき、現場環境改善費の率分（営繕関係）の対象とする。（当初発注時に現場環境改善費の率分を計上している工事のみ）

### (営繕工事の場合)

#### (1) 女性用快適トイレ

##### 【対象事業】

令和7年11月1日以降の入札公告するすべての営繕工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等）

##### 【積算基準】

##### 1. 当初発注時

発注者は、当初発注時に快適トイレの設置費用を計上しないが、施工条件明示書に快適トイレの設置費について記載するものとする。

##### 2. 設計変更時

受注者が快適トイレを現場に設置する場合、発注者は以下に基づき、快適トイレの設置費用を設計変更時に共通仮設費（仮設建物費）の積み上げ分として計上するものとする。

#### (1) 快適トイレ

- 快適トイレを設置するに当たっての仕様は、別紙2-1「快適トイレの仕様」に基づくものとする。受注者は、仕様を満たすことを示す書類を添付し、発注者と協議のうえ、規格・基数等の詳細について決定するものとする。
- 設計変更対象額は、快適トイレの費用から従来品相当額（10,000円）を差し引いた金額とする。対象額の上限は、51,000円/基・月とする。
- ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。
- 受注者は、設計変更時において、注文書及び請求書、またはそれらに代わる書類により設計変更対象額を発注者と協議するものとする。
- 設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事とする。なお、「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇

所で計上できるものとする。

- 快適トイレの運搬費は、共通仮設費（率）に含むものとする。

**【具体的な計上方法例】**

- ①実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円/基・月の場合

$$70,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円} = 60,000 \text{ 円/基・月} > \text{上限額 } 51,000 \text{ 円/基・月}$$

⇒積算で計上する費用 : 51,000 円/基・月

- ②実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円/基・月の場合

$$40,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円} = 30,000 \text{ 円/基・月} < \text{上限額 } 51,000 \text{ 円/基・月}$$

⇒積算で計上する費用 : 30,000 円/基・月